

## 財政問題調査会 運営要綱

### (趣旨)

第1条 二元代表制の下、議会が関与すべき範囲内で県の資産・債務に関する適正管理や健全な財政運営の推進などの観点から、議会における財政の監視機能、提言機能を強化するため、三重県議会基本条例（平成18年三重県条例第83号）第13条第1項の規定により設置された『財政問題調査会（以下「調査会」という。』の所掌事項、組織、運営等については、この要綱の定めるところによる。

### (所掌事項)

第2条 調査会は、次の各号に掲げる事項について、三重県議会議長（以下「議長」という）の諮問に基づき調査、検討を行い、答申を行なうものとする。

- (1) 行財政運営上の問題点やその解決のための方策等に関すること
- (2) 予算編成上の問題点や課題、その対応方策に関すること
- (3) その他県財政問題に関すること

### (調査会の組織)

第3条 調査会は、委員5名以内で組織する。

- 2 前項の委員は、議長が委嘱する。
- 3 座長は、委員のうちから議長が選任する。
- 4 座長が欠けたとき、又は座長に事故あるときは、議長が指名する者がその職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

### (座長)

第5条 調査会は、座長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開催される会議は、議長が招集する。

- 2 座長は必要に応じて、第2条に定める事項に関し、執行機関に対し調査会に出席を求め、必要な説明や資料の提供を求めることができる。

### (謝金及び費用弁償)

第6条 委員に対する謝金及び費用弁償は、議長が別に定める。

### (事務)

第7条 調査会の事務は、三重県議会事務局企画法務課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は三重県議会基本条例第13条第3項の規定により議長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年9月16日から施行する。